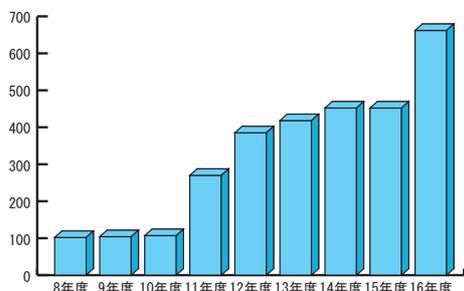


虐待から子どもを守ろう！

～11月は「児童虐待防止推進月間」～

県内の児童相談所で受け付けた児童虐待相談件数



近年、児童虐待に関して寄せられる相談件数や死亡事例が増えています。平成15年度、全国の児童相談所に寄せられた相談件数は、26,569件で十年前の20倍に増えていきます。茨城県内の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談は、平成10年度までは年間100件前後で推移していましたが、平成16年度には662件と6倍以上に増えていきます。

児童虐待問題が深刻化しています

児童虐待は、次の4つに分けられます

身体的虐待

たたく、ける、床に投げつける、夜間に戸外に閉め出す、タバコの火を押し付ける等の行為

養育の怠慢 (ネグレクト)

食事を与えない、子どもの身の回りの世話をしない、病気をしても医者にみせない、学校へ行かせず家に閉じこめる、同居人による子どもへの虐待を放置しておくこと等の行為

心理的虐待

子どもをひどい言葉で傷つける、存在を全く無視する、きょうだいと著しく差別する、子どもの目の前で夫(妻)・パートナーからの暴力が行なわれること等の行為

性的虐待

子どもへの性的行為の強要、性的暴力、性器や性交を見せる等の行為

児童虐待とは

どういうこと?

親または、親にかわる養育者など現に子どもを監護する者が、身体的暴力、性的行為の強要、不当な扱い、明らかに不適切な養育、ことばによる脅かしなどによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為をいいます。虐待された子どもは、心に深い傷を負い、大人になってもその傷に苦しみ続けることもあります。また、虐待がエスカレートすれば、時には取り返しつかない事態を招くこともあります。

家庭児童相談室

4月から、本庁福祉課子育て支援室に家庭児童相談室を開設しています。

家庭児童相談室は、子育てに迷ったとき、悩み事や心配事などを一人で抱え込んで子どもを強く怒ったりしたときなど、子どもの健やかな成長のために、あらゆる問題について相談に応じるところです。相談は、専門的な知識を持った家庭相談員が応対し、関係機関と連携して相談者と共に解決方法を見つけしていきます。

相談窓

子育て等で心配な事がありましたら、まずは電話相談でお問い合わせください。また、訪問相談や直接来所による相談も行っています。相談の秘密は守られますので、子どもや家庭内の悩みなど、お気軽にご相談ください。

市役所本庁福祉課子育て支援室内
家庭児童相談室

☎(52) 1111 内線137

平日 午前8時30分～午後5時
(土・日曜、祝日は休み)

その他の相談窓

○茨城県福祉相談センター
(中央児童相談所)

029(221)4992

○総合保健福祉センター
健康推進課

0295(54)7121

○大宮警察署

0295(52)0110

○茨城虐待ホットライン
(24時間対応)

0293(22)0293

○子どもホットライン

029(221)8181

○教育・子育て電話相談

029(225)7830